

令和7年11月定例会 県土整備委員会（付託）

令和7年12月12日（金）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

出席委員

委員長	木下	賢功
副委員長	嘉見	博之
委員	原	徹臣
委員	川真田	琢巳
委員	平山	尚道
委員	井下	泰憲
委員	長池	文武
委員	坂口	誠治
委員	扶川	敦

議会事務局

議事課長	郡	公美
議事課係長	若松	章予
議事課主任	広田	亮祐

説明者職氏名

〔危機管理部〕

部長	佐藤	章仁
副部長	飯田	政義
副部長	川口陽	一郎
危機管理監	岩原	傑
次長（危機管理政策課長事務取扱）	大井	文恵
危機管理政策課企画幹（危機管理担当）	若山順	一郎
防災対策推進課長	明星	康信
防災対策推進課被災者支援推進室長	唐渡	茂樹
消防保安課長	奥田	理悦
防災人材育成センター所長兼消防学校長	吉田	貞伸

【報告事項】

なし

木下賢功委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（11時02分）

これより危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところで

ありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

佐藤危機管理部長

危機管理部関係につきましては、今回報告事項はございません。
よろしくお願いたします。

木下賢功委員長

それでは、これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

原徹臣委員

私からは、先般の我が会派の代表質問で、岡本議員からの消防団の充実強化の質問に対し、知事からこれまでの消火活動に加えて救助、救出などを担う特別な技能を持った団員によるハイパー消防団員制度を創設するとの答弁がございました。

私も南海トラフ巨大地震が起こったときに、自助、共助、とりわけ共助の要である消防団員に普段からこういう技能をしっかりと身に付けてもらうことが重要であると考えますが、今後の予定やどのぐらいの規模を目指しているのか教えていただきたいと思ひます。

奥田消防保安課長

ただいま原委員より、消防団の充実強化についての御質問を頂きました。

ハイパー消防団員の育成につきましては今後、市町村や公益財団法人徳島県消防協会と連携し、具体化を図ってまいりたいと考えております。

例えば現在、小松島市ではドローンやオフロードバイクを操縦し、情報収集を行う団員が20人所属しております。

県といたしましては、こうした取組を参考に、できれば県内22全ての消防団にこうしたハイパー消防団を機能別消防団として新たに設置してもらいたいと考えております。

なお、来年度から県消防学校において新たな教育プログラムを創設し、ハイパー消防団員の育成を後押ししてまいりたいと考えております。

原徹臣委員

分かりました。

本来、消防団は、自分たちの地域は自分たちで守ることが大前提でございます。

一方で、ハイパー消防団員については、隣接した市町村等の災害現場に出向いて救助、救出に当たることもできると思ひます。応援体制も組めるのではないかと考えますが、県としてはどうお考えなのか、お伺いしておきます。

奥田消防保安課長

消防団員は救助、救出の特別な技能を持った団員でありますことから、委員お話しの視点も有意義であると考えております。

まずは、県内の全消防団にハイパー消防団の設置を促すとともに、今後、近隣の市町村

への応援体制について、市町村や公益財団法人徳島県消防協会の意見を伺い検討を進めてまいりたいと考えております。

原徹臣委員

ハイパー消防団員の取組ができるだけ早く県内全域に広がることを期待して頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いいたします。

井下泰憲委員

私から2点お伺いいたします。

まず、令和7年度の国土交通省の補正予算の概要と、また令和8年度の国家予算の概算要求に記載されているのですけれども、安全な地域への集団移転の促進というカテゴリーがありまして、これについて県ではどのように把握されているかと、もし何かそこに対してやろうとしていることがあるのであれば、お伺いしたいと思うのですが。

明星防災対策推進課長

ただいま井下委員より、安全な地域への集団移転につきまして御質問を頂いております。

安全な地域への集団移転につきましては、国におきまして危険な地域にお住まいの住民の方々が安全な地域に集団移転するために必要な経費の一部を補助する防災集団移転促進事業として制度化されておりまして、この事業の活用について市町村を通じて周知を行っているところでございます。

また、県におきましては、南海トラフ巨大地震等を見据えまして被災前の高台移転の取組を推進しておりまして、例えば県立海部病院の高台移転をはじめ、市町村におきましても美波町の日和佐地区防災公園の整備や牟岐町の小中学校や役場庁舎の移転など、高台移転が徐々にではありますが進んでいるところでございます。

なお、国への政策要望におきましても、地域の継続に必要な民間の病院や社会福祉施設等が単独で高台移転できる新たな支援制度の創設や、市町村が防災集団移転促進事業を積極的に活用できるよう補助要件の緩和について要望を行っているところであります。

引き続き、市町村や県土整備部と連携いたしまして取組を進めてまいりたいと考えております。

井下泰憲委員

恐らく、御答弁いただいたように津波被害等々、沿岸地域を想定したものが多いのだろうと想像できるのですが、能登半島地震以前から、中山間地域の孤立化についていろいろとお伺いしてきたのですが、例えば今回のこういった予算というか、ケースですね、中山間地域を想定した事業として何かやっていくというようなことは、県で考えられていませんか。

明星防災対策推進課長

ただいま井下委員より、安全な地域への集団移転の中でも中山間地域における県の取組についての御質問を頂いております。

先ほども御答弁させていただきましたが、国におきましては先ほどの防災集団移転促進事業について制度化されておりました、こちらの活用が可能となっております。

県におきましては、沿岸地域のいわゆる津波の被害が想定されるエリアにおきまして、高台の移転を促進する支援制度は設けておりますが、現時点では中山間地域における支援制度は設けていないのが現状でございます。

井下泰憲委員

先ほど言いました能登半島で、孤立化ということが結構問題になりました。

僕も実は知らなかったのですが、今回こういった制度があるのであれば、中山間地域における孤立化も含めた対策という中で、進めていただきたいと思います。

例えばなのですけれど、うちの地域でも、明らかにここは孤立するだろうというような、祖谷とか、井川の山のほうの地域とか、そういうところの方が病院へ透析に3日に1回とか通っているのです。例えばそういった方とかでも、3日孤立すると命に関わってくるような状況が生まれてきます。

何をもって災害として集団移転するということに至るのか、なかなかライン引きは難しいかなとは思ってはいるのですが、いずれにせよただ単に危ないのか、命に関わるので移転してくださいというのは難しいと思っております。

ただ、これは県ではなくて市町村がやるべきではないかと思っております。市町村を含めて行政側からしっかり選択肢を提案できれば、そういった問題意識をしっかりと持って課題が浮き彫りになってくるのかなと思っております。

移転といとなかなか住民のコンセンサスも取りづらいようなこともあります。東京のほうでは青ヶ島かどこか、本で読んだことがあるのですけれど集団移転、これは火山によってということだったので、目の前に災害が起こったときにはではなくて、最近いろいろなことを想定できるようになりましたので、できるだけいろいろなことを想定して、そういった提案を引き続きやっていただきたいと思います。要望しておきます。

次の質問です。

先日11月25日の徳島新聞の記事なのですが、知事が11月に県庁にいないというような記事でございました。県庁にいること、いないことというよりも、私が気になったのは危機管理の部分でちゃんと、そこが問題ないのかということところです。

例えばですが11月11日、12日は韓国です。13日、14日、15日、16日は公務なしです。17日、18日はタイ、19日、20日、21日、22日、23日、24日は分かりません。25日は登庁されていて、14日間のうち10日間は、いわゆる公務がないという状況ではあるのですが、その時に秘書室長さんが公務以外で知事がどこにいるのかは国内か国外かを含めて把握していない、連絡がつくので問題ないと話されておりますが、危機管理部局として問題ないということ、本当に問題ないのか、どういう認識なのか、お伺いしていいですか。

大井危機管理部次長（危機管理政策課長事務取扱）

ただいま井下委員より、知事不在時における危機管理の対応について御質問を頂きました。

本県では、災害であったり、危機事象が発生した際には、県の災害対策本部の運営規定

など規定を設けておりました、それに基づきまして、その状況であったり、災害の規模、災害の規模も台風で警報が出ているレベルから南海トラフ巨大地震のような、そういう大きな地震が来るような災害の規模に応じ、知事や危機管理部長をトップといたしました配備体制をとり、各部局が連携いたしましたして対応に当たっているところでございます。

知事が不在の時、何らかの危機事象が発生した場合には、知事に常に持っていただいております災害時の優先携帯電話をはじめ各種手段により連絡を取りまして、本部長であります知事から指示を仰ぎ、迅速な意思決定ができるような体制を整えておるところでございます。

もし万が一、知事と連絡が取れないようなことがありましたら、その時には副知事、政策監、危機管理部長という順番でその職務を代理することも規定しておりました、組織として危機管理体制を整えておるところでございます。

井下泰憲委員

先日、立川議員にも総務委員会で知事戦略局に同じような質問を、一度投げ掛けてもらいました。その時、秘書室長からの答弁は、知事は災害時優先電話を携帯してございますと、こういうふうな状況を含めまして、知事が公務外で登庁されていなくても、そうした手段において連絡を取るなり、指示を頂くなり、若しくは報告するなりいたしましたして、平時、有事を含めまして知事の公務遂行体制という観点から問題ないということであったと聞いております。今頂いた答弁と同じ趣旨だと思います。

11月11日、12日は韓国にいるのです。17日、18日はタイにいるのです。恐らくその時、韓国からタイに直接向かわれたということで、どこにいらっしゃるかわかりませんが13日、14日、15日、16日は少なくとも海外にいるのです。

そこでもう一度お伺いしたいのですが、この災害時優先電話は、海外で果たしてつながるのか教えてください。

大井危機管理部次長（危機管理政策課長事務取扱）

ただいま、災害時優先電話が海外でつながるかどうかという御質問でございます。

この災害時優先電話は、本当にインフラが使えない状態になった際に、混乱しているような状態の際に優先的に使えるという優先電話であります。

そういう状態になる場合もありますし、あとそういう状態までもいかずに一般の携帯電話でも連絡が取れるような体制がございまして、そういうことも含めまして、海外とも連絡が取れる状態であろうかと考えております。

井下泰憲委員

もう一度調べていただきたいのですけれども、災害時優先電話は国内のサービスではないですか。国外でも使えますか。間違いはないですか。

大井危機管理部次長（危機管理政策課長事務取扱）

災害時優先電話につきましては、国内外でも使えるような状況ではあるんですけれども、それに限らず一般の通信も生きていれば、それも今現在も海外と連絡できるような状況に

はなっておりますので、そういうことも含めてあらゆる手段を用いまして、連絡が取れるような状況を確認している状況でございます。

井下泰憲委員

確保していると言い切れるのであればそれは別にいいんじゃないかと思いますが、先ほど、万が一連絡が取れなかった場合、その職務代行を置くということでございます。

これは地方自治法第152条でも規定されており、その第152条に地方公共団体の長に事故があるときと明記されているんです。この事故についてちょっとお伺いしたいのですが、先ほど万が一連絡が取れないときとおっしゃられましたけれど、これは、このいわゆる事故というところと全く同じ解釈でいいのか教えてください。

大井危機管理部次長（危機管理政策課長事務取扱）

ただいま、その規定されております事故というのが、連絡が取れない状況も含むかどうかというような趣旨での御質問であったかと思えます。

お話のとおり、連絡がつかないということは、災害に巻き込まれている可能性もございますし、それらも事故に含むものと考えております。

井下泰憲委員

先ほどのお話だと、海外にいるか国内にいるか分からないということでした。それを把握できていないというのも危機管理上問題があると十分思うんですが、その上、例えばですけれど、タイから飛行機に乗ると関西国際空港まで大体6時間ぐらいなんです。どこにいるか分からないということは、少なくとも6時間飛行機に乗っている間に何かがあるかもしれないということとかも、これは先ほど言いましたけれど、BCPの中に連絡がつく手段はあるけど所在が分からないというような明記はあるのでしょうか。

大井危機管理部次長（危機管理政策課長事務取扱）

BCPの記載内容についての御質問でございます。

知事の所在の記載についてでございますが、まずは知事と連絡を取る、本部が立ち上がることとなりましたら本部長となる知事に連絡を取ると。その際に、県に戻ってくるためにどれくらい時間を要するかというようなところも踏まえ、職務代理者を立てまして、本部対応につきましては切れ目のない体制をとるというようなことで県では進めていくことといたしております。

井下泰憲委員

私が言いたいのは、当然危機管理部局としては、とってもらわないと困るので、そういう体制をしっかりとってくださいというふうに思っております。

もう一つ、何が言いたいかという、トップと連絡がつかない可能性があるとか、どこにいるか分からないと、僕は知事が休みを取ってはいけないとは思っていないし、良いと思います。ただ危機管理上、公務と政治活動との違いとかうんぬんは関係ない、これは当然だと思いますので、ここはしっかり、せめてどこにいるかぐらいは把握していただかな

いといけないのではないかと思います。

消防庁が出しているのですが、市町村長による危機管理の要諦というものがあって、市町村長のものなんですけれど、開けたら一番最初のページに、最も重要なことは、駆けつける、体制をつくると書いてあるんです。これをしっかり知事にも認識していただいて、トップとして初動対応をとにかくミスしないようにしてほしいと思いますので、しっかり体制をとってくださいという、当然そうなのですが、本人の問題なのかもしれませんが、いずれにせよ私は、これはいかがなものかなと思っております。

それともう一点だけ、ついでにお伺いしたいのですが、公務以外のところで、政治活動に関しては県では関与しづらいという話もありまして、その時に知事の事務所の人も連絡を取れるようにして連携しているという話も出ていました。

それをついでにお伺いしたいのですが、知事の事務所スタッフの電話も災害時優先電話に登録されているのかどうか教えてもらっていいですか。

大井危機管理部次長（危機管理政策課長事務取扱）

ただいま井下委員より、知事の事務所との連絡体制があるかどうかというような御質問がございました。

基本的には我々は公務の中で知事と連絡を取るのですが、公務外の活動をされている場合につきましては知事戦略局と密に連携をとりながら、そのところは連絡を取れるような体制をとっていくというふうに認識しております。

井下泰憲委員

長々しても仕方がないので、言いたいことは一つです。要は、いざ何かが起こったときに、きちんとトップとして責任が取れる体制にあるのかどうかということを、しっかり認識していただきたいと思っております。

平山委員の一般質問への答弁で知事が、訓練でできないことは本番でできないというふうにおっしゃっていますので、海外にいることも想定した訓練をされるのかどうかも含めて、いろいろ検証してもらわないといけないし、何回も言いますが、公務以外でどこにいるか分からないということだけは避けていただきたいと、危機管理部にお願いしても仕方がないのかもしれませんが、申し上げておきますので、委員長、また是非よろしく。

長池文武委員

今、聞いてびっくりしました。そんなに知事がいないときがあって、どこにいるか分からないときがあるというのは、あり得ないなと思えました。

質問というわけではないんですが、歴代の危機管理部長さんに、よく聞くことがあるんです。危機管理部長を終えられた時に1年どうでしたかと言ったら、1年間、雨が降っても風が吹いても心配だというふうな緊張感の中で過ごしていると。その任が解けたことで少し安堵されている表情の中で、そういう感想を必ず歴代の危機管理部長さんはおっしゃいます。

多分、課せられた職務として、そういった緊張感も致し方ないのだろうと思う中で、ね

ぎらいの言葉を掛けるわけですが、同じような質問を過去にしたことがあります。職務代行というのですか、知事の後が副知事、その後が政策監で、その後が部長さんですかね。そういった職務代行の中にも入っているということで、歴代の部長さんは、そういった緊張感で、更にお聞きしたら、一緒に飛行機には乗らないようにするとか、知事がいなときは副知事が必ずいるようにするとか、スケジュール管理もそういうふうになっていると当時は聞きました。10年ぐらい前だったと思うのですが。

今はそのあたりの職務代行者が同時にいないようにならないように、スケジュール調整しているのかどうかはそちらの部局で分かりますか。どうなのですか。

大井危機管理部次長（危機管理政策課長事務取扱）

ただいま長池委員より、職務代行者となり得る者の出張の重複がないかというような御質問であったかと思えます。

委員お話しのとおり、その辺のところは意識しながら出張等の予定を組んでいるところでございまして、例えば知事と政策監が同日で県を離れることがないようにするであったり、当部の中におきましては危機管理部長と危機管理監が同時に離れるようなことがないようにということを意識しながら、日程等を調整しているところでございます。

長池文武委員

多分、そういうことを聞いて、当時、私は議員になりたての頃だったので、東日本大震災の後だったと思うんですが、そこまでやっているんだなと思って、本当に御苦勞様ですという感じがいたしました。そういう意味での危機管理体制を整えておると。

愚痴になるのですが、そういった緊張感というのが、こういうところから緩んでいくのだろうなという気がいたしました。本当にどこにいるのか分からなかったのかどうかすら分からないもので、これ以上、このことについては言いませんけれども、何となく全庁的に、そういう危機管理に対する緊張感が緩むのではないかというのを危惧しております。井下委員の話聞いて、今、南海トラフ巨大地震が起こったら危ないなというのが、急に今、恐怖になりました。

そういう思いだけを言いたくて質問したので、部長、最後に歴代の部長さんに聞くことを先に聞きますけど、毎日のその思いというのは、今どんな思いで危機管理のトップに立たれているかを述べていただけたらと。急に振りますけれども、もう少し時間を取りましょうか。いや本当に、そういうのがあれば、お願いしたいと思えます。

佐藤危機管理部長

危機管理部を預かる身としましては当然、最悪の事態を想定して、あらゆることを日頃から関係幹部とも相談しながらいろんな、出張も含めて対応するように、また平時から官舎の近くにできるだけ待機しているような体制をとっています。

知事につきましても、これは私見も入るのですが、知事の危機管理意識はものすごく高いと感じております。いろんな意味で、危機管理、防災対策に対する今年のいろいろな施策の進捗につきましても、これまで以上にいろんな、新たな取組を進めていくようにと、私たちもかなり強く指示を受けておりますので、そういった意味で、知事が危機管理意識

がないという話では全くなくて、これまで以上に危機管理に対しての思いは強いと、このように認識しております。そのあたりは誤解のないようにしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

長池文武委員

分かりました。

部長から知事は危機管理、緊張感があるというふうにおっしゃっていただいたので、そこは部長の言葉として私も信用したいなと。

究極、知事がいないとにっちもさっちもいかない組織のほうが危ないのであって、いなくてもどうにかなるぐらいの組織を、体制を作るのが、もしかしたら理想かもしれませんが、ただ、どうしても県民としては、どこにいるか分からないという報道があると不安になったりするのです。そこだけは多少、修正すべき点かなと思います。

家族旅行も行けないとか、そんなのを聞きます。危機管理部にいたら。それは強制的に行けないのではなくて、優先的に県の危機を考えると、自分はいつでも駆け付けられるところにいるとという使命感の中で皆さんはいらっしゃるんだろうと思って、そういう意味では、その部分と知事の行動がうまく合致しないので言わせてもらいましたが、このぐらいにしておきます。

坂口誠治委員

先ほど、知事が災害時優先電話をお持ちだということなんですけれども、これを持っているのは知事だけですか。ほかにも災害時優先電話を持っている方、台数は何台あるとか、誰が持っているかというのがあれば、教えていただければと思います。

大井危機管理部次長（危機管理政策課長事務取扱）

ただいま坂口委員より、災害時優先電話を誰が持っているかということで御質問がございました。

危機管理部の幹部につきましては、常に携帯しておりまして、何かがあった際には、すぐに連絡が取り合えるような環境を整備しているところでございます。

坂口誠治委員

知事が持っている、持っていないというのだけ着目されていたみたいだったので、知事だけが持っていて、1台しかないのであれば何の役にも立たないなと思って質問をさせていただきました。危機管理部の皆さんが持っておられるというところで安心はしました。

扶川敦委員

こんな話題が出てくると思わなかったのですが、私も一言、言わせていただきますけれど、知事が飛行機に乗って飛び回っているのは、遊びに行っているわけではないでしょう。東京都知事が温泉に行っていたなんていうことが過去に問題になりました。それでも、これは道義的な問題ですけど、特別職として、それが理由でくびになるような問題ではないです。仕事をするためには、私は飛んでもらってほしいです。

私は残念ながら臆病で、自分の危機管理意識が強くて新幹線しか使えませんけれども。あそこは絶対、一回も死者が出ていませんから。飛行機に乗るのは怖いです。死んだら仕事ができなくなる。危機管理意識が高いと誰にも褒められたことはありませんけれど。

よく頑張ってくれていると思うんです。だから、連絡が取ればいい、これは井下委員がおっしゃったとおりです。

一つだけ、場所が分からないなんてことはあり得ないと思うのだけれど、例えばGPS機能が今、普及していますけれど、少なくとも機械を持っていたら世界中どこにいても分かるような仕組みはとれるのでしょうか。それはどうなっているのですか。

大井危機管理部次長（危機管理政策課長事務取扱）

ただいま、知事の所在について、どういうふうになっているかというようなお話がございました。

こちらにつきましては知事戦略局のほうで把握されるものと思いますので、危機管理部といたしましては、災害時の連絡が密に取れる体制ということで、整備しているところでございます。

扶川敦委員

普通の携帯でも細工をすればGPSで所在が分かりますよね。そのくらい当然やっているとと思うのですが、やっていなかったら具合が悪いかと思しますので、それは居場所が分かるような仕組みがね。GPSを外している時には、ここにいるという報告をしておけばいいわけで、そのぐらいの危機管理意識はあってもいいと思いますが。

私も、海外にたくさん行っているから危機管理意識が薄いなんていうのは暴論だと思います。何を言っているのだと、申し訳ないですけど、そう思います。

大統領の専用機みたいなのを県で造りますか。できるわけではないではないですか。だからできる範囲のことで一生懸命やる。どこにいても指示はできます。あんなものを飛ばしていたら、核兵器のボタンも押せるのですから。知事にはそんな必要ないです。

それを何もかも混同してはいけません。最大限できることをして、できないときは、職務代行の方がそのために存在しているのですから、やればいい。それが効率的な行政だと私は思っております。

次に災害時要配慮者について伺います。

知事の居場所も大事ですけど、明日、事故が起こったときに、災害が起こったときに、取り残されて亡くなるかも分からないという議論はしなければいけないのです。

先ほども津波のために、それから集落の孤立のことで事前避難のことを議論された。これは非常に大事なことだと思いますので、お尋ねしたい。

災害時や避難生活において、特別な配慮を必要とする人の総称です。高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、慢性疾患のある人、外国人、情報弱者などを指すと書いてありましたが、一方、避難行動要支援者というのは、要配慮者の中でも自力で避難することが困難な人という理解です。

自力で避難をすることが困難な人というのは、その人だけの状態で決めるのですか。それとも家族がいれば、その範疇に入らないのですか。最初に教えてください。

唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま扶川委員から、避難行動要支援者について御質問を頂きました。

災害時、自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者につきましては、現在は保健福祉部で所管しております。

危機管理部で詳細までは承知していませんが、これらの方々につきましては、市町村が名簿を作成することが災害対策基本法によって法定義務とされており、各市町村において、その名簿の作成が進められていると承知しております。

扶川敦委員

危機管理部でも、ここら辺はしっかり把握しておいてくださいということで。後で聞きますけれど、個別避難計画の策定状況を聞いていただいたと思うのです。

家族がいたら、その人が近くにいれば、同居していたら、飛んで行くのは当たり前ですから、そういう人が自力で避難する、介護している人が、その人が困難な人に当たるのかどうかぐらいは、ちゃんと認識しておいてほしいと思います。でないと、個別避難計画は自力避難が困難な人を対象に立てるということなのですから、対象が分からないのに数字だけ把握していても仕方がないです。

国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針というものがあります。それに基づいて、答えられることがあったら教えてください。

余り縦割りで、それは保健福祉部局だからと、ただ、高齢者、障がい者が社会的弱者の中心ですから、保健福祉部局に全部やらせておけばいいという話ではないでしょう。実際にそれを助けに行くために手配するのは、消防だったり、自衛隊だったり、こちらの部局がちゃんと連絡を取ってやらなければいけない人たちなのですから、お尋ねしたいと思います。

指針では、関係部局等が把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を把握することが義務付けられております。事前委員会で把握を求めました。市町村が把握している災害時要支援者は何人いますか。24市町村について教えてください。

唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま扶川委員から、避難行動要支援者名簿の整備状況、人数等について御質問を頂きました。

県内における避難行動要支援者名簿の整備状況につきましては令和7年4月1日現在、登録者数は3万7,575名となっております。

扶川敦委員

市町村ごとに把握していたら教えてください。

木下賢功委員長

小休します。（11時40分）

木下賢功委員長

再開します。（11時41分）

扶川敦委員

では、後で出してください。

その名簿を確認したら、その次にやらなければいけないことは本人に対する確認、名簿情報を提供していいですかという確認をしていただく、このあたりはどうなのですか。

この後、ずっと聞いていこうと思っていたのですが、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の内容については、保健福祉部だけではないと思うのですが、危機管理部としては所管していないのですか。

唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま扶川委員から、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針について御質問を頂きました。

指針につきまして、内容については、あることは承知しておりますが、すみません、中身の状況といたしましょうか、現在の運用状況につきまして、そこまでは危機管理部で承知していないところでございます。

扶川敦委員

私が事前に勉強不足だったので。では一体これは、県庁ではどこが所管しているのですか。

唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま扶川委員から、避難行動要支援者または個別避難計画等の担当部局について御質問を頂いたかと思えます。

担当部局につきましては、保健福祉部の保健福祉政策課になろうかと思えます。

扶川敦委員

そうしたら、よく分からないのだけれど、この避難行動要支援者というのは、高齢者と障がい者だけのことを指すのですか。保健福祉部だけでできるのですか。よく分からないのですけれど。外国人はこういうのに入らないというのはわかりますけどね。

議論していこうと思っていたのですが、来年度ぐらいにやらなければいけないのかなと思えますが、少なくとも把握している数字だけでも教えてください。

個別避難計画作成が努力義務になっておりますが、この計画の作成状況を把握していたら教えてください。

唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま扶川委員から、個別避難計画について御質問を頂きました。

個別避難計画は災害時に一人で避難することが困難な避難行動要支援者が安全に避難できるよう、委員おっしゃいましたように、事前に避難先や支援方法などを定める計画でご

ざいまして、災害対策基本法により市町村の努力義務とされております。

県内における個別避難計画の作成状況につきまして、保健福祉部に確認しましたところ、令和7年4月1日現在1万511名と、避難行動要支援者の名簿登録者の約28%となっております。

扶川敦委員

これも市町村のデータがないのですね。またこれも報告してください。

不思議なんですけど、その地域にどれだけの災害時に救わなくてはいけない人がいるかというのを把握して、その人たちに対してきちんと名簿を提供していいですかということを確認して、それを個別避難計画の中で避難する支援者に対して共有して、いざというときには共有した情報に基づいて駆け付けて救うという仕組みになっていますよね。その人数だとか、策定状況だとかというのが把握されていないと、徳島県全体の、本当に一番命の危険にさらされている人の現状というのが分からないではないですか。それが保健福祉部任せになっているような気がして仕方がないのです。それでいいのかな。所管が間違っているのではないかなと、ふと思ったりもしますけれど。

もっと広く、救わなくてはいけない人はたくさんいますが、その人たちに対しても危機管理部で、例えば消防が駆け付けて救急車で運ぶとか、自衛隊の人に行っていていただいでがれきの下から救出するとか、いろんな作業をする、その先頭に立つのが危機管理部だと思うのですけれども、どこにどれだけそういう人がいるのかということが把握されていないと、適切な機材や人員の配置が事前にできないではないですか。

それをどんなふうにお考えですか。本当に聞けば聞くほどよく分からないので、考え方を教えてください。

唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま扶川委員から、避難行動要支援者等の把握状況の内容について御質問を頂いたかと思います。

避難行動要支援者の名簿につきましては、先ほど申し上げましたように各市町村の法定義務となっており、第一次的には各市町村が把握しているものと考えております。各市町村の福祉部門が県の福祉部門と連携し、そして対策等を進めていくものと考えております。

また、要支援被災者、要支援者に係る方々に対する備蓄等につきましても、まずは各市町村がそれぞれ対応していくものと考えております。

扶川敦委員

そうなのですか。考え方としては分かりましたけれど。

だから、それぞれの市町村と県の保健福祉部が対応して、災害時の要支援者を助ける計画を立てて、それを使って共有するということのだけど、ここで要請してもいいかどうか分かりませんが、個別避難計画が立てられている状況が28%なんていうのは、全く足りていません。

個別避難計画というのは、実際の計画を見ますと、そんな詳しいものではないですよ。どこに誰が、どういう支援が必要な人がいて、どこの避難所に運ぶのを誰が担当するか、

それは二人ぐらい決めてあって、付け加えたら、家の中のどの辺りに普段生活しているのかとか、そんな状況が書かれている避難計画ですよ。何か、そんなので本当に救えるのかなど。

例えば、こんなことも書いてあります。被災者自身、支援を受ける人自身にも研修を受けていただく必要がある。家具の固定をなさないと、いざというときは3人ぐらい連絡先を確保しておきなさいとか、そんな心得をちゃんと持っておいてくださいというわけです。

地域の民生委員さんなんかコーディネーターになって、私が支援してもいいなという支援者とセットにしているのだけれど、その支援者の人が、自分が担当している要支援者の家は家具の固定ができていないとか、3人以上の連絡先が確保できていないかなんていうチェック項目は、個別支援計画の中にはないです。予防計画なんでしょうけれど。

もっと驚いたのは、驚いたのではない、当然だろうと思うんですけど、この指針の中には、支援する人は自分と家族の命を守ること、安全を守ることが最優先ですと、そうになっています。であれば、自分の家が潰れたり、自分の家族が心配なときは、支援に行かなくていいのです。これは強制されない、そういう仕組みですよ。そんな緩い仕組みで助けられますか。これを見返してみて、根本的な疑問を抱きました。

個別避難計画だって努力義務でいいのですか。全国的にはいろんな議論がされていて、義務化すべきだという議論もされているようですが、余りに緩過ぎます。

住宅の耐震化でも、県土整備部で議論しましたけれど、耐震ベッドを置いてあげたら潰れて死なないということで、たかが50万円のベッドに40万補助するのに、あと10万円を足したら自己負担なしでできるのに、その10万円を出さない。生活保護受給者にですよ。

それから、そのお金が惜しいのだったら、高齢者ですから、だんだん亡くなりますから、レンタルしておいて回収すればいいので、レンタルの仕組みを作ったらどうですかと。それもしないと、できないと言うんです。ふざけているのかと思います、私は。人の命を何とと思っているんだと。

こんな緩い、住宅の耐震化に対する、あるいは耐震ベッドなんかに対する対応。今、個別避難計画の対応で人が助けられるのかという根本的な疑問を持っています。時間は余りないですけど、県として少なくとも個別避難計画なんていうのは、ちゃんと義務化すべきです。

それから、事前の対策についても、住宅の家具の固定ができていないかどうかぐらい把握して、寝たきりになっている人に住宅の家具の固定を点検してくださいなんて、そんなの誰ができるんですか。立ち上がることができない人が、どうやってドリルを回すんですか。ばかげた話です。こんな情けないマニュアルがまかり通っているのかと思ってあきれ果てました。

国に対して、もっとちゃんとやってほしいということ、今、申し上げた内容も含めて意見を上げていただきたいのですが、いかがですか。

唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま扶川委員から、個別避難計画の義務化等について御質問を頂きました。

本件等につきましては保健福祉部と連携をとって、検討等を進めてまいりたいと考えて

おります。

扶川敦委員

保健福祉部に意見を伝えていただいて、大分やかましく言われたと言っていて、それで当然、個別避難計画というのは義務化すべきだと。

災害時要支援者の家庭の家の中の状況とか、それから家具の固定、家そのものの耐震化の状況とかをちゃんと調べて、それから先ほどもお聞きしましたが、家族が一番ですよ。その家族がある人となない人でどうやって支援の在り方を変えていくのか、そこは細かい手当てが要るではないですか。人の命を救おうと思ったら、そのあたりをしっかりと伝えていただきたいと思います。

それから、これはここでこれ以上聞いても難しいようなので、防災ヘリと救急車の関係です。

今、ドクターヘリに関しては厳しい状況になっていて、それをカバーするために防災ヘリなり、自衛隊のヘリなり、それからドクターカーなんか頑張っているということですが、県下の状況について、それぞれのぐらいの台数があって、どういう体制があって、その体制によってカバーし切れているのかどうかという概要を教えてくださいか。

奥田消防保安課長

ただいま扶川委員より、県内の防災ヘリの体制についての御質問がございました。

現在、消防防災ヘリにつきましては、県有のうずしおが1機で対応しております。また、相互応援といたしまして、四国3県及び和歌山県と応援協定を結んでいます。さらに、大規模災害時には緊急消防援助隊の制度でございますとか、自衛隊法での要請の制度がございまして、被災地に航空機が集結する仕組みになっております。

扶川敦委員

今日は県土整備委員会ですから、日常的な救急体制は、ここで議論をすべきではないと思いますけれど、全体の体制がどうなっているか、災害時にはもちろんドクターヘリも含めて活躍するのでしょうか、その量が十分に足りているかどうかということは考えておかななくてはいけないと思うんです。

だからシミュレーションとして、家に押し潰されたり、津波で窒息したり、本当に命の危険にさらされる人はどのくらい出るのか、前も議論したことがあります。未治療者、治療することができなくて亡くなってしまう人がどのくらい出るのか、こういう想定をある程度しておくことは非常に重要だと思うのです。

この点については大学の研究があることを前に申し上げましたが、徳島県として、このままだとどのくらいの人数が未治療で命を失う可能性があるのかということは検討されていますか。

明星防災対策推進課長

ただいま扶川委員より、未治療の結果、亡くなる方の人数の試算についての御質問を頂いております。

県におきましては、南海トラフ巨大地震を見据えまして、被害想定算出を進めているところでございます。ですので現在、最新の情報がございませんので、最新の数値が出ましたら御報告させていただきたいと思っております。

扶川敦委員

直接命に関わることで、まだこのあたりがよく分かっていないのではないかと、幾つか指摘させていただきましたけれども、まずは需要がどれだけあるかを知った上で供給しなければいけないわけでしょう。その計画がしっかりしていないと、つじつま合わせになってしまうと思うので、今、計画を立てていただいているということですので、そこから辺まで踏み込んで、実効性のある計画にさせていただけますようお願いして、終わります。

木下賢功委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

危機管理部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第9号

以上で危機管理部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元の議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（11時58分）